

# 知らないと損する働く者の権利

## 2017年9月度の相談状況

### 1. 労働相談の概況

#### 1) 相談者数・件数について

「資料1. 2017年9月 雇用形態別 相談者数 月別集計より」

2017年9月の相談者数は73人で前月（61人）より増加し、前年同月（62人）と比較しても増加しています。

相談項目数については、106件、一人あたり1.45件となっており、前年同月（89件）より増加しています。

#### 2) 男女別、雇用形態別相談者数について

「資料1. 2017年9月 雇用形態別 相談者数 月別集計より」

男性47人（53.8%）、女性26人（46.2%）と男性が女性より多く、雇用形態別では、社員37人（50.7%）、社員以外34人（46.6%）、分類不能2人（2.7%）となっています。

社員以外では、パートが18人（24.7%）、アルバイト7人（9.6%）、契約4人（5.5%）、派遣3人（4.1%）、季節2人（2.8%）です。

今回の相談者数は正規労働者が非正規労働者を若干上回り、男性労働者の相談数は女性労働者の相談数を上回っています。

#### 3) 業種別相談者数について

「資料2. 2017年9月 相談者数（雇用形態・男女・業種別）より」

業種別相談者は、多業種に分散し、内訳は、「小売業・飲食店」26人（35.6%）、「医療・福祉」14人（19.2%）、「その他サービス業」10人（13.7%）、「通信・報道・IT業」6人（8.2%）と続いています。

今月も小売業・飲食店関係と医療・福祉関係の労働者からの相談が増えています。

#### 4) 相談項目（内容）について

「資料3. 2017年9月 相談件数（業種別）より」

主相談項目別相談件数では全体で106件です。

「賃金関係」29件、「労働時間関係」24件、「労働契約関係」16件、「雇用関

係」11件、「差別、パワハラ」11件と続いています。

今回も、解雇、雇止めなどの雇用関係の相談が減少し、残業代の未払いに関する相談、年次有給休暇に関する相談、就業規則、雇用契約に関する相談が増えているのが特徴です。

## 5) 違法率について

### 「資料4. 2017年9月 違法件数（業種別）より」

相談項目件数のうち、違法件数69件、違反率は65.1%で、前月と比べて増加し違反率の高止まりは続いています。今回は、残業代の未払い、年次有給休暇が取得出来ない、労働条件の一方的な不利益変更、雇用契約の内容を順守しないなどの違法行為が増えています。

「賃金関係」26件、「労働時間関係」17件、「労働契約関係」10件、「雇用関係」7件、「差別、パワハラ」6件と続きます。

## 2. 9月の雇用情勢

解雇、雇止めなどの雇用関係の相談が減少しているものの今月も残業代の未払い、年次有給休暇が取得できない、労働条件の一方的な不利益変更、雇用契約の内容を順守しないなどの違法行為の相談が多いのが特徴です。

解雇、雇止めの相談減少には、少子化による若手労働者の減少により、人出不足があり、使用者としては働き手を確保することを優先しているという背景があります。従前の安い賃金での非正規雇用で労働力を確保できず、賃金水準を引き上げ、正社員として雇用することが使用者に求められています。

使用者としては、安い賃金で、いつでも雇止めできる労働者を雇用したいのとの本音がありますが、これでは、より良い人材を確保することは出来ません。

残業代を支払われないという相談は、今月も多数寄せられました。

また、年次有給休暇の相談はパート労働者等非正規雇用労働者から多く寄せられています。ただ、パート雇用労働者の大半は自分たちに年次有給休暇の権利はないと思い込んでいることがあります。使用者が年次有給休暇について労働者に周知しない、取得させないということもあり、年次有給休暇の大半が行使されず消滅しているというのが実態です。

労働者を保護する法律は多々あり、労働関係法には様々なものがあります。

労働関係法の知識を、少しでも身につけ生かすことが自分たちの権利を守ることになります。

労働関係法では、労使は対等の立場において労働条件を決めることになっています。しかし、「使」われる立場では事実上の力関係では「使」が優るといのが実態であり、労働者が極めて不利な条件に対して我慢を強いられるという状況も見られます。労働組合のない職場では特にこのような状況が散見されます。

労働組合の無い「職場」では労働者と会社側が、労働条件や職場環境などを対等に話し合っただけ決める場面がありません。

その結果、不当な解雇、賃金の未払い、労働条件の一方的な不利益変更、パワハラなど、様々な問題が日常的に起きています。

職場に労働組合をつくることによって、会社と労働者との個別の労使関係ではなく、会社と労働者の代表とが話し合うことで、労使が対等な立場で物事を決めることが可能となります。

誰もが安心して働き、暮らすためには労働組合が不可欠です。

労働組合をつくることは、難しいことではありません。労働組合結成には、当さっぽろ労働相談センターが責任をもってお手伝いをいたします。

一人でも誰でも加入できる個人加盟の労働組合もあります。

会社に対する不安、不満、問題が発生したときには、当さっぽろ労働相談センターに相談しましょう。

以上

#### 【項目別参考資料】

資料 1. 「2017 年 9 月 雇用形態別 相談者数 月別集計より」

資料 2. 「2017 年 9 月 相談者数（雇用形態・男女・業種別）より」

資料 3. 「2017 年 9 月 相談件数（業種別）より」

資料 4. 「2017 年 9 月 違法件数（業種別）より」